

電子申請に関するアンケート

調査期間：平成 22 年 11 月 24 日（水）～平成 23 年 1 月 31 日（月）

厚生労働省大臣官房
統計情報部企画課情報企画室

〔問1〕 ご回答者様について、下の中から近いものをご選択下さい。（任意回答）

☐ 事業者（事業主、あるいは事務担当者）

①事業所（事業場）の従業員の規模（派遣社員、アルバイト等を除く）

☐ 100 人未満

☐ 100～499 人

☐ 500 人以上

☐ 手続代理者

資格等

☐ 社会保険労務士

☐ 労働保険事務組合

☐ その他（ ）

☐ 個人

〔問2〕 これまで、厚生労働省（日本年金機構を含む。以下同様。）が扱う手続について、電子申請（磁気媒体による提出は含まない。以下同様。）ができることをご存じでしたか。

☐ 利用方法なども含めて、詳しく知っていた

☐ 電子申請ができることは知っていた

☐ 全く知らなかった→〔問 10〕へお進み下さい。

〔問3〕 電子申請について、どのようにしてお知りになりましたか（複数回答可）。

☐ 厚生労働省のホームページを見て

☐ 電子政府の総合窓口（e-Gov）のホームページを見て

☐ パンフレット・ポスター等を見て

☐ 説明会や研修等に参加して

☐ 手続の受付窓口で勧められて

☐ 社会保険労務士（会）を通じて

☐ 知り合いから紹介されて

☐ その他（ ）

〔問4〕 厚生労働省への申請や届出について、電子申請をどの程度利用していますか。

☐ ほとんど、あるいは全ての申請や届出に電子申請を利用している

☐ 一部の申請や届出に電子申請を利用している

☐ 申請や届出の機会はあるが、電子申請を利用したことはない→〔問7〕へお進み下さい。

☐ 以前、電子申請を利用したことがあるが、（現在のままのシステムであれば）今後は利用しない→〔問7〕へお進み下さい。

☐ 電子申請を利用しようとしたが、うまくいかなかった→〔問8〕へお進み下さい。

☐ そもそも厚生労働省に申請や届出の機会がない→〔問9〕へお進み下さい。

☐ その他（ ）

〔問5〕 厚生労働省への申請や届出に、電子申請をご利用いただいている理由は、次のどれですか（複数回答可）。

☐ 申請や届出の書類（用紙）を入手する必要がなくなるから

☐ 事務処理が効率化できるから

☐ 自宅や職場で手続を行うことができるから

☐ 24 時間 365 日いつでも申請や届出ができるから

☐ 複数の手続をまとめて行うことができるから

☐ 行政機関へ出向くための移動時間や待ち時間の節約になるから

☐ 用紙や切手代・交通費など、経費の節約になるから

☐ その他（ ）

〔問6〕 厚生労働省への申請や届出について、電子申請をご利用いただいた際の満足度をお答え下さい。手続によって満足度が異なる場合は、総合的な満足度をご回答下さい。

☐ 満足 ☐ やや満足 ☐ 普通 ☐ やや不満 ☐ 不満

→〔問8〕へお進み下さい。

〔問7〕 〔問4〕で「申請や届出の機会はあるが、電子申請を利用したことはない」、あるいは「以前、電子申請を利用したことがあるが、（現在のままのシステムであれば）今後は利用しない」と回答された方に伺います。電子申請を利用しない理由は、次のどれですか（複数回

答可)。

- ☐ 従来の書面での手続と異なる作業をすることに抵抗があるから
- ☐ 書面での申請でなんら不便を感じないから
- ☐ 行政機関の窓口で相談しながら申請や届出をしたいから
- ☐ 電子証明書の取得など、準備に費用や手間がかかるから
- ☐ パソコンの設定変更等を行う必要があるから
- ☐ 電子申請の利用方法が難しいから
- ☐ セキュリティ面に不安があるから
- ☐ その他（ ）

〔問8〕 厚生労働省への申請や届出に、電子申請を利用するにあたって（または今後利用するとして）、どのようなことを重視または希望しますか（複数回答可）。

- ☐ 電子証明書を取得あるいは更新するための費用が安いこと
- ☐ 電子証明書の取得が簡単であること
- ☐ 電子署名を行う操作が簡単であること
- ☐ ソフトのインストール等、パソコンの設定が簡単であること
- ☐ 申請や届出を行うための操作・作業が容易であること
- ☐ 市販のソフトウェアで作成したデータを容易に電子申請に活用できること
- ☐ 入力チェック機能が充実していること（エラーメッセージや自動計算機能等）
- ☐ 個人情報の保護など、セキュリティ面での安全性が確保されていること
- ☐ 相談窓口やヘルプデスクなど、利用者に対するサポート体制が整っていること
- ☐ 特になし
- ☐ その他（ ）

〔問9〕 厚生労働省がこれまでに取り組んできた、以下の電子申請の利用促進策についてご存じでしたか。また、それぞれの利用促進策に対するお考えをお答え下さい。ご意見があれば、それぞれのご意見欄にご記入下さい。

〔問 9-1〕 オンライン申請マニュアルの掲載について

〔 平成 22 年 7 月、e-Gov のリニューアルに対応したマニュアルに更新しました。 〕

☐ 利用している ☐ 利用はしていないが知っていた ☐ 知らなかった

〈評価〉

- ☐ 有効だと思う
- ☐ どちらとも言えない

☐ 効果はないと思う

ご意見欄 ()

[問 9-2] 一括申請機能の利用開始について

(平成 22 年 6 月 1 日、電子申請システムと連携する業務支援ソフト等を利用することで、申請や届出のデータを一括して送信することが可能となりました。)

☐ 利用している ☐ 利用はしていないが知っていた ☐ 知らなかった

〈評価〉

☐ 有効だと思う
☐ どちらとも言えない
☐ 効果はないと思う

ご意見欄 ()

[問 9-3] 労働保険適用徴収システムの e-Gov への移行について

(平成 22 年 1 月、労働保険適用徴収システムは e-Gov に移行し、年度更新などの労働保険適用徴収関係手続についても e-Gov から手続を行うことが可能となりました。)

☐ 利用している ☐ 利用はしていないが知っていた ☐ 知らなかった

〈評価〉

☐ 有効だと思う（便利になった）
☐ どちらとも言えない
☐ 効果はないと思う（不便になった）

ご意見欄 ()

[問 1 0] 厚生労働省への申請や届出以外に、国や自治体向けの手続について、電子申請を利用していますか（複数回答可）。

☐ 登記関係の手続（法務省）
☐ 国税関係の手続（e-Tax 等）
☐ 地方税関係の手続（eL-Tax 等）
☐ 輸出入・港湾関係の手続

- ☐ その他の手続（ ）
- ☐ 電子申請は利用していない

〔問 1 1〕〔問 1〕で「事業主」または「手続代理者」と回答された方に伺います。「個人」と回答された方は、〔問 12〕へお進みください。

社会保険及び雇用保険関係の申請や届出（主に事業主が行う手続）の申請データを作成する際に、社内で保有するデータを活用することができる、「磁気媒体届書作成プログラム（日本年金機構のホームページからダウンロード可能）」について、以下の問いにお答え下さい。（※なお、当プログラムは電子申請以外に、フロッピーディスク等で申請書を提出する際にもご利用いただけます。）

〔問 11-1〕 現在、社会保険及び雇用保険関係の申請や届出を行う際に、上記の磁気媒体届書作成プログラムを利用していますか。

- ☐ 利用している
- ☐ 利用を試みたことはあるが、うまくいかなかった→[問 11-3]へお進み下さい。
- ☐ 利用の必要は感じるが、試みたことがない→[問 12]へお進み下さい。
- ☐ 利用する機会がないので、利用していない→[問 12]へお進み下さい。
- ☐ 磁気媒体届書作成プログラムを知らなかった→[問 12]へお進み下さい。

〔問 11-2〕磁気媒体届書作成プログラムを利用した届書の提出方法は次のどれですか。

- ☐ フロッピーディスク等を窓口を持参している
- ☐ 電子申請で申請を行っている
- ☐ 以前はフロッピーディスク等を窓口を持参していたが、現在は電子申請を利用している

〔問 11-3〕 磁気媒体届書作成プログラムを利用して（あるいは利用を試みて）、“分かりにくい”または“使いにくい”と感じた点をお答え下さい（複数回答可）。

- ☐ プログラムのインストール
- ☐ プログラムの初期設定
- ☐ 年金事務所から送付される被保険者（従業員等）のデータを読み込む方法
- ☐ プログラムの画面構成
- ☐ 届書の作成手順
- ☐ 操作手順のマニュアル
- ☐ 届書を作成できる手続の種類
- ☐ その他（ ）
- ☐ 特にない

〔問1 2〕 その他、電子申請全般に関して、ご意見・ご要望がございましたら、ご記入下さい。

()

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

ご回答は、締め切り日（平成 23 年 1 月 31 日（月））までに所定の方法でお送り下さい。

〔お問い合わせ及び回答の送付先〕

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 大臣官房統計情報部

企画課情報企画室 電子申請アンケート担当

Tel: (代表) 03-5253-1111 内線 7408 (担当: 名和、湯口)

(室内直通) 03-3595-2734

Fax: 03-3595-1624

E-mail: mhlw-denshi@mhlw.go.jp